

化学物質に関する法改正の動き

一般社団法人 日本試薬協会 安全性・環境対策委員会
(執筆担当：ナカライテスク株式会社 岩口 一房)

化学物質に関する法律で平成26年5月から平成26年8月までに改正等のあったものの概要を紹介いたします。これらは概要のため、すべての内容は網羅しておりません。詳細は、必ず官報又は当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認ください。

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)関係

1) 監視化学物質の指定を取り消した件

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第4号(官報第6281号：平成26年5月1日)により、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第15条(監視化学物質の指定の取消し)の規定に基づき、次の1物質の「監視化学物質」の指定が取り消されました。

1,2,5,6,9,10-ヘキサブプロモシクロドデカン(通し番号5、整理番号(3)-2254)

【製品評価技術基盤機構ホームページ】

http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/kanshi_torikeshi20140501.pdf

2) 新規化学物質の名称の公示に関する告示

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第5号(官報号外第171号：平成26年7月31日)により、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条第1項の規定に基づき、同項第5号に該当するものである旨、通知された新規化学物質の名称が公示されました。通し番号6779～7051(273品目)。

【製品評価技術基盤機構ホームページ】

http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/shiro_20140731.pdf

2. 薬事法関係

1) 指定薬物及び医療等の用途を定める省令の一部改正

厚生労働省令第68号(官報第6308号：平成26年6月11日)により、第1条(指定薬物)に、8物質が追加、第2条(医療等の用途)に2物質とその用途が追加されました。(施行日：平成26年7月11日)

・ 指定薬物の追加

① N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類

② N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類

③ キノリン-8-イル-1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-カルボキシラート及びその塩類

④ 2-(2,5-ジメトキシ-4-ニトロフェニル)エタンアミン及びその塩類

⑤ (2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)[1-(4,4,4-トリフルオロブチル)-1H-インドール-3-イル]メタン及びその塩類

⑥ N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルアセトアミド及びその塩類

⑦ 1-(5-フルオロペンチル)-N-(ナフタレン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類

⑧ 1-(3-メチルフェニル)メチル]ピペラジン及びその塩類

・ 医療等の用途の追加

① N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルアセトアミド、その塩類及びこれらを含む物

医療等の用途：学術研究又は試験検査の用途(ただし、第1号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する

場合以外の場合に限る。)

②1-[3-(3-メチルフェニル)メチル]ピペラジン、
その塩類及びこれらを含む物

医療等の用途：元素又は化合物に化学反
応を起こさせる用途

【厚生労働省ホームページ：

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/
yakubuturanyou/kanren-tuchi/yakuji/dl/
h260611-02.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/kanren-tuchi/yakuji/dl/h260611-02.pdf)】

2) 指定薬物及び医療等の用途を定める省令の一部
改正

厚生労働省令第79号(官報特別号外第10号：
平成26年7月15日)により、第1条(指定薬物)に
次の2物質が追加されました。(施行日：平成26
年7月25日)

①N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イ
ル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダ
ゾール-3-カルボキサミド(通称名：AB-
CHMINACA)

②メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-イン
ダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルプタノ
アート(通称名：5-Fluoro-AMB)

【厚生労働省ホームページ：

[http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/
0000051227.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000051227.html)】

3) 指定薬物及び医療等の用途を定める省令の一部
改正

厚生労働省令第100号(官報第6354号：平成26
年8月15日)により、第1条(指定薬物)に次の21
物質が追加されました。(施行日：平成26年8月
25日)

①N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イ
ル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール
-3-カルボキサミド及びその塩類

②キノリン-8-イル=1-(5-フルオロペンチル)
-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及び
その塩類

③1-(4-クロロフェニル)プロパン-2-アミン及

びその塩類

④4-(3,4-ジクロロフェニル)-7-メトキシ-2-メ
チル-1,2,3,4-テトラヒドロイソキノリン及び
その塩類

⑤1-(1,2-ジフェニルエチル)ピペリジン及びそ
の塩類

⑥1-(3,4-ジメトキシフェニル)-2-(エチルアミ
ノ)ペンタン-1-オン及びその塩類

⑦ナフタレン-1-イル=1-(4-フルオロベンジル)
-1H-インドール-3-カルボキシラート及びそ
の塩類

⑧ナフタレン-1-イル=1-(5-フルオロペンチル)
-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及び
その塩類

⑨ナフタレン-1-イル(1-ペンチル-1H-インダ
ゾール-3-イル)メタノン及びその塩類

⑩N-(ナフタレン-1-イル)-1-ペンチル-N-(1-ペ
ンチル-1H-インドール-3-カルボニル)-1H-イ
ンドール-3-カルボキサミド及びその塩類

⑪1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサ
ン-1-オン及びその塩類

⑫[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-
イル](2,2,3,3-テトラメチルシクロプロピル)
メタノン及びその塩類

⑬[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール
-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びそ
の塩類

⑭[1-(5-フルオロペンチル)-1H-ベンゾ[d]イミ
ダゾール-2-イル](ナフタレン-1-イル)メタノ
ン及びその塩類

⑮1-(ベンゾフラン-2-イル)-N-メチルプロパン
-2-アミン及びその塩類

⑯1-(ベンゾフラン-5-イル)-N-メチルプロパン
-2-アミン及びその塩類

⑰[1-(1-メチルアゼパン-3-イル)-1H-インドー
ル-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及び
その塩類

⑱メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-イン

ドール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノ
アート及びその塩類

⑱ 1-[1-(3-メトキシフェニル)シクロヘキシル]
ピペリジン及びその塩類

⑳ 1-(4-メトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イ
ル)ヘプタン-1-オン及びその塩類

㉑ (2-ヨードフェニル)[1-(1-メチルアゼパン-3-
イル)-1H-インドール-3-イル]メタノン及び
その塩類

【厚生労働省ホームページ：

[http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/
0000054670.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000054670.html)】

3. 毒物及び劇物取締法関係

1) 毒物/劇物の指定、劇物の除外

政令第227号(官報号外第141号：平成26年6月
25日)により、次の物質が毒物/劇物に指定、ま
たは劇物から除外されました。(施行日：平成26
年7月1日)

・ 毒物に指定

① 1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン及びこれを
含有する製剤

② クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含
有する製剤

・ 劇物に指定

① ピロカテコール及びこれを含有する製剤

・ 劇物から除外

① N-(4-シアノメチルフェニル)-2-イソプロ
ピル-5-メチルシクロヘキサカルボキサ
ミド及びこれを含有する製剤

② (4Z)-4-ドデセンニトリル及びこれを含有
する製剤

【国立医薬品食品衛生研究所ホームページ：

[http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/
tuuti/H260625/140625tuuchi.pdf](http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H260625/140625tuuchi.pdf)】

4. 麻薬及び向精神薬取締法関係

1) 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神 薬原料を指定する政令の一部改正

政令第248号(官報号外第148号：平成26年7月

2日)により、第1条(麻薬)に次の1物質が追加
されました。

キノリン-8-イル=1-(5-フルオロペンチル)
-1H-インドール-3-カルボキシラート及びそ
の塩類

【厚生労働省ホームページ：

[http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/
0000049723.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000049723.html)】

5. 労働安全衛生法関係

1) 新規化学物質の名称の公表に関する告示

厚生労働省告示第271号(官報号外第145号：平
成26年6月27日)により、「届出があった新規化
学物質」について、その名称が公表されました。
通し番号23146～23389(244品目)。

【官報情報検索サービスホームページ：

[https://search.npb.go.jp/kanpou/?uji.verb=
text&uji.id=body&uji.bean=jp.go.npb.search.
web.date.bean.DateTextBean&productName=
20140627kg001450006&dspPage=6&totalPage
=224&type=d&startPage=1](https://search.npb.go.jp/kanpou/?uji.verb=text&uji.id=body&uji.bean=jp.go.npb.search.web.date.bean.DateTextBean&productName=20140627kg001450006&dspPage=6&totalPage=224&type=d&startPage=1)】

2) 労働安全衛生法施行令の一部改正

厚生労働省政令第288号(官報号外第185号：平
成26年8月20日)により、労働安全衛生法施行令
の一部が改正されました(詳細省略)。(施行日：
平成26年11月1日)

【厚生労働省ホームページ：

[http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/
hourei/H140820K0010.pdf](http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H140820K0010.pdf)】

6. 食品衛生法関係

1) 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省令第69号(官報号外第136号：平成
26年6月18日)により、食品衛生法第10条の規定
に基づき、食品衛生法施行規則別表第1(人の健
康を損なうおそれのない添加物)に、次の3物質
が追加されました。(施行日：平成26年6月18日)

① アドバンテーム

② β -アポ-8'-カロテナール

③ ポリビニルピロリドン

【厚生労働省ホームページ：

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000048341.pdf>】

2) 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省令第97号(官報号外第177号：平成26年8月8日)により、食品衛生法第10条の規定に基づき、別表第1(人の健康を損なうおそれのない添加物)に、次の1物質が追加されました。(施行日：平成26年8月8日)

グルタミルバリルグリシン

【日本食品化学研究振興財団ホームページ：

<http://www.ffcr.or.jp/zaidan/MHWinfo.nsf/ab440e922b7f68e2492565a700176026/983e74aff404ed5649257d2e00212b8c?OpenDocument>】